

第9回八街市農業委員会総会

平成23年8月19日

八街市農業委員会

平成23年第9回農業委員会総会

平成23年8月19日午後3時 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1.出席者

- | | | |
|--------|----------|----------|
| 1.森 邦央 | 8.鈴木勝雄 | 15.井口政直 |
| 2.立崎義久 | 9.岩品要助 | 16.中川利夫 |
| 3.武藤 功 | 10.栗原十三男 | 18.石井とよ子 |
| 4.宮部 操 | 11.関口芳秀 | 19.関端 旭 |
| 5.赤地達雄 | 12.小山優一 | 20.菅野喜男 |
| 6.内藤富夫 | 13.飛田育男 | 21.三須裕司 |
| 7.林 和弘 | 14.瀬山哲信 | 22.川野 繁 |

2.欠席者

- 17.加藤孝一

3.事務局

- | | | | |
|------|------|-----|-------|
| 事務局長 | 藤崎康雄 | 主査補 | 山内裕義 |
| 副主幹 | 梅澤孝行 | 主査補 | 山浦美江子 |

4.議決事項

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

5.その他

- 報告第1号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について
報告第2号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について
報告第3号 農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について
(認定電気通信事業者)
報告第4号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について
その他1 八街市農業委員会委員互助会会則の一部改正について
その他2 農業委員会の適正な事務実施について
その他3 農業委員会等の網紀粛正について

その他 4 県産農産物の放射性物質検査結果について

その他 5 放射線物質検査に伴う米の出荷に係る要請について

藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

川野会長

第9回総会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。今日は本当に恵みの雨が降りまして、この分だとニンジンも大豊作になるのではなからうかと思えます。また暑さの方も、うそのように涼しくなっておりまして、大変しのぎよくなってまいりました。

さて、今月の案件につきましては、農地法第4条、5条、本体で14件、計画変更承認案件1件、農用地利用集積計画の承認案件5件、農地法施行規則第32条の規定による届出1件、農地法施行規則第53条の規定による届出14件、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知1件、合わせまして総件数で36件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席委員は21名です。委員定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。

なお、加藤委員より欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

7月28日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、出席委員、川野会長、森委員、立崎委員出席のもと実施いたしました。

7月29日、金曜日。午前10時30分から新任農業委員研修会が八千代市で開催されまして、川野会長、小山委員、宮部委員、岩品委員、内藤委員、瀬山委員、栗原委員、赤地委員、飛田委員、井口委員、菅野委員、石井委員、武藤委員出席のもと実施いたしました。

8月1日、月曜日。午後4時から印旛郡市農業委員会連合会の臨時総会が佐倉の印旛合同庁舎で開催されまして、川野会長が出席しております。

8月3日、水曜日。午後2時から印旛沼地区農業農村整備事業推進協議会の総会が佐倉市の印旛沼土地改良事務所で開催されまして、川野会長が出席しております。

8月8日、月曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、出席委員、三須副会長、武藤委員、宮部委員出席のもと実施いたしました。

8月16日、火曜日。午後1時30分から、この日は部会があれば部会の現地調査日でしたが、部会案件がございませんでしたので、転用事実確認現地調査のみ実施いたしました。担当委員、中川副部長、小山委員、森委員、赤地委員、武藤委員出席のもと実施いたしました。

8月18日、木曜日。午前11時から千葉県農業会議臨時総会及び農業委員会会長局長研修会が千葉市で開催されまして、川野会長、それから私が出席いたしました。

8月19日、本日でございますが、午後2時から役員会議を会長室で開催いたしました。主席委員は、川野会長、三須副会長、鈴木部長、関端部長、中川副部長、関口副部長、林副部長、立崎副部長でございます。

なお、会議の内容につきましては、互助会会則の一部変更及び視察研修の開催について協議いたしました。

以上でございます。

川野会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号3番の武藤委員、4番の宮部委員をお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在文違字文違野、地目畑、面積68平方メートル。目的、道路用地。転用事由、申請地周辺を住宅地として提供してきたが、道路が行き止まりで隣接の住宅に訪れた車が回転できずに不便しているため、当該申請地を道路として利用し、利用者の利便性を図りたい。

以上です。

川野会長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、中川委員、お願いいたします。

中川委員

それでは、議案第1号1番の調査報告を行います。

立地基準ですが、市役所より北に約1.2キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。

また、この案件は道路が一本道路で200メートルあって、その先のUターン用の敷地です。農地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。

一般基準は計画面積68平方メートル、資金は自己資金。排水・雨水は路面横断勾配による片側U字溝で受け、既設道路側溝へ流すとのことです。防除計画は、周辺は権利者の畑であり、特に問題ないと思います。

以上で報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在東吉田字荒老、地目畑、面積271平方メートル。当初の目的、店舗兼住宅用地。承継者の目的、資材置場用地。現在、リフォーム及び外構工事業を主に営んでいるが、八街市周辺の工事発注件数の増加に伴い、資材置場が必要となったため、当該申請地を資材置場として利用したい。

なお、本件は議案第3号12番に関連しております。以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

なお、この案件は議案第3号12番に関連しておりますので、あわせて報告を願います。

1番、井口委員、お願いいたします。

井口委員

調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から南西方向へ約3キロメートルに位置し、県道千葉川上八街線に面しており、進入路は確保されています。

農地性ですが、申請地は大型スーパーや連帯した住宅地に隣接した街区を形成している地域ですので、事務指針28ページの(a)、aの(ア)に該当する第2種農地と判断いたしました。

事業資金については、自己資金で賄う計画であり、申請地には小作人や権利移転に対する支障となる権利設定などは、土地登記簿、謄本を確認する限り設定されておりません。

隣接地に対する被害防除計画ですが、許可済地であることから、申請地外周には既存のコンクリート擁壁が設置されており、雨水は敷地内において自然浸透により処理する計画になっております。隣接農地は所有者に今回の転用事業について確認したところ、事業者からの事前に

説明を受け、了承しているとのことでした。

権利者は八街市内の工事受注が増えているため、コストダウンのため、八街市内に資材置場が必要になったとの理由であり、利便性は確認できます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準等に問題はないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積330平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、家族3人でアパートに居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号2、区分使用貸借、所在文違字文違野、地目畑、面積693平方メートルのうち5.90平方メートル。転用目的、排水管理設用地。転用事由、建設予定の介護福祉施設の排水のため、隣接地である当該申請地に排水管を埋設し、下流側溝に放流したい。

番号3、区分売買、所在八街字桃園、地目畑、面積158平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、申請地の隣接に居住しているが、東京に住んでいる両親の老後のことを考え、当該申請地に専用住宅を建築し、両親を居住させたい。

なお、本件は議案第3号5番に関連しております。

番号4、区分売買、所在八街字桃園、地目畑、面積117平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積197平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、申請地の隣接地に居住し、自宅の一部を利用して学習塾を営んでいるが、生徒の送迎時の駐車場がなく、不便が生じているため、当該申請地を駐車場として利用したい。

なお、本件は議案第3号5番に関連しております。

番号5、区分使用貸借、所在八街字桃園、地目畑、面積90平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積139平方メートル。転用目的、通路用地。転用事由、上記申請地の専用住宅及び駐車場として利用したい。

なお、本件は議案第3号3番、4番に関連しております。

番号6、区分売買、所在大木字赤坂山、地目山林現況畑、面積28平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1千153平方メートル。転用目的、貸資材置場用地。転用事由、現在、埋立事業を主に営む会社役員をしているが、会社で資材置場が必要となったため、申請地の隣接地にある自己所有の雑種地と当該申請地を一体で整備し、資材置場として会社に貸し付けたい。

番号7、区分売買、所在八街字弁天崎、地目畑、面積1千527平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積2千453.52平方メートル。転用目的、宅地分譲9区画及び道路用地。転用事由、宅地分譲9区画の造成・販売。

なお、本件は議案第3号8番に関連しております。また、本件は1千平方メートル以上の土地に対する建築行為を前提とした宅地分譲事業となります。この場合、本市においては開発行為に該当することから、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨の意見を付すことが妥当と思われます。

番号8、区分使用貸借、所在八街字弁天崎、地目畑、面積1.36平方メートル。転用目的、通路用地。転用事由、上記申請地の通路として利用したい。

なお、本件は議案第3号7番に関連しております。なお、本件は都市計画法との調整を必要とする番号7の案件の開発道路となることから、番号7の案件と同様に都市計画法との調整を要する旨の意見を付すことが妥当と思われます。

番号9、区分売買、所在八街字弁天崎、地目畑、面積2千465平方メートルのうち1千541.27平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、土木建築業及び不動産業を主に営んでいるが、事業拡大に伴い資材置場が必要となったため、当該申請地を資材置場として利用したい。

なお、本件は番号7、番号8の申請地に隣接し、両案件で申請している通路を進入路として利用する計画となっております。本件については開発行為には該当しませんが、ただいま説明いたしました番号7、番号8の案件は都市計画法との調整が必要となることから、本件については、番号7、番号8の許可を条件とする旨の意見を付すことが妥当と思われます。

番号10、区分売買、所在八街字弁天崎、地目畑、面積288平方メートル。転用目的、貸駐車場用地。転用事由、現在、不動産業を営んでいるが、当該申請地周辺において駐車場としての需要が見込めるため、貸駐車場事業を行い、規模拡大を図りたい。

番号11、区分売買、所在八街字七本松、地目畑、面積772平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1千317平方メートル。転用目的、資材置場、駐車場及び通路用地。転用事由、現在、倉庫業を営んでいるが、事業拡大に伴い、パレットを保管する資材置場が必要となったため、当該申請地を資材置場として利用し、また、運搬などに必要となる大型車の駐車場及び道路として利用したい。

番号12、区分売買、所在東吉田字荒老、地目畑、面積271平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、リフォーム及び外構工事を主に営んでいるが、八街市周辺の工事発注件数の増加に伴い、資材置場が必要となったため、当該申請地を資材置場として利用したい。

なお、本件は議案第2号1番に関連しております。

番号13、区分一時転用、所在東吉田字平井、地目山林現況畑、面積3千490平方メートルのうち237.91平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、携帯電話無線基地局の設置工事に伴い、資材置場として一時的に使用する。一時転用期間、平成23年10月3日から平成24年3月31日まで。

なお、本件は報告第3号12番に関連しております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

まず、1番、2番を中川委員、お願いいたします。

中川委員

それでは、議案第3号1番の調査報告を行います。

立地基準ですが、申請地は市役所より北へ約1.2キロメートル。先ほどの議案第1号1番のUターン道路に隣接しております。公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。農地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。

一般基準は計画面積は330平方メートル。資金は自己資金、借入金の両方です。

用水は上水道は八街市市営水道、排水・雨水は敷地内自然浸透処理、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路排水溝に放流する。

被害防除対策は、外周には土留めコンクリートブロックを1段から2段積みを設け、土砂の流出を防ぐ。周辺農地は権利者の植木畑であり、特に問題はないと思います。

続きまして、議案第3号2番の調査報告を行います。

立地基準ですが、申請地は市役所より北へ約1.5キロメートルに位置し、市道に接しており、進入路は確保されております。

農地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。

一般基準ですが、計画面積は5.90平方メートル。資金は自己資金、用水・雑排水・汚水は必要ない。排水・雨水は自然浸透。防災計画は隣接地に建物がないのでありません。

防除対策は、排水管の埋設のみのため、影響はありません。特に問題はないと思います。

以上で報告を終わります。

川野会長

続いて、3番、4番、5番を立崎委員をお願いいたします。

立崎委員

それでは、調査報告を申し上げます。

議案第3号、番号3番から5番の3件は、関連していますので、一括して報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北西に0.5キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されています。

農地性としては、用途地域内にある農地で、事務指針28ページ、Bのウに該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地並びに塾の駐車場用地及び進入路で、合計面積494平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

用水は個別井戸、雨水は自然浸透、汚水は公共下水道です。資金の確保につきましては、すべて借入金にて賄う計画になっております。

申請地には小作人等、権利移転に対する支障となるものはありません。

次に、隣接人に対する被害防除計画ですが、計画では現地盤で利用するため、埋め立ては行いません。通路はアスファルト舗装します。隣接農地はありません。周りはすべて義務者の土地です。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は、塾の駐車場を必要としており、必要性も認められ、あわせて許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

6番については、私が地元ですので、私から報告いたします。

議案第3号6番の調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南東へ約2.5キロメートルに位置しております。市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては農業公共投資の対象になっておらない生産性の低い農地に該当する農地でありますので、事務指針の29ページのBに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場用地ということでございますが、申請面積は1千153平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。

周辺農地への支障ですが、隣接農地はありません。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題はないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

次に、7番、8番、9番、10番、宮部委員、お願いいたします。

宮部委員

調査報告を申し上げます。

これは、番号7番、8番ですけれども、まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から北西へ約1.5キロメートル。これは、私が車でしたので、地図上で行くと直線で1キロメートルぐらいになるかと思えます。そこに位置し、八街市道に面しております。進入路は確保されております。

農地性ですが、申請地は住宅密集地に隣接する用途地域内であるため、事務指針28ページ、B、ウに該当する第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、事業資金は自己資金で賄う計画であり、申請地には小作人や権利移転に対し支障となるものはありません。

また、隣接地に対する被害防除計画ですが、雨水等については浸透枳により公共下水に接続して処理する計画であります。さらには、申請地南側には、ブロック塀を設置する計画となっていることから、土砂等の流出等の心配もなく、問題ないと思われれます。

申請地隣接に農地はなく、土地改良受益地でもありません。

また、開発事業ということで、都市計画課とも協議中であり、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題はないと思われれます。

以上、7番、8番の調査報告を終わります。

番号9の調査報告を申し上げます。

ただいまご報告した、7番、8番案件の申請地西側に隣接しております。進入路は八街市道から8番案件の開発道路を利用する計画でございます。

農地性ですが、7番、8番と同様に申請地は住宅密集地に隣接する用途地域内であるため、事務指針28ページの、B、ウに該当する第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、事業資金についても自己資金で賄う計画であり、申請地には小作人や権利移転に対し支障となるものはありません。

隣接地に対する被害防除計画ですが、外周を番線で張りまして、雨水等については自然浸透により処理する計画であります。土砂等の搬入はなく、現地盤で利用する計画なので、特に問題はないと思われれます。

この事業計画について、隣接農地の所有者に確認したところ、土地所有者から説明を受けており、承諾しているとのことでした。

申請地は土地改良受益地ではありません。申請地は7番、8番の同じ申請者であり、事業拡大と隣接地の開発事業で使用する資材置場ということで、利便性は確認できます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題はないと思われれます。

以上、9番の調査報告を終わります。

それでは、番号10番の調査報告を申し上げます。

先ほど来と立地基準ですが、同じ場所でございます。農地性ですけれども、申請地はやはりこれも住宅密集地に隣接する用途地域内であるため、事務指針28ページ、B、ウに該当

する第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、事業資金についても自己資金で賄う計画であり、申請地には小作人や権利移転に対し支障となるものはありません。

隣接地に対する被害防除計画ですが、外周を番線で張り、雨水等については自然浸透により処理する計画であります。土砂等の搬入はなく、防草シート、草を防ぐシートを張りまして、それで利用するというので、特に問題はないと思われます。

この事業計画について、隣接農地の所有者に確認したところ、土地所有者から説明を受けており、承諾をしているとのことでした。

申請地は土地改良受益地ではありません。申請は近隣居住者からの駐車場設置要望も受けて、今回の駐車場を計画したとのことでございます。

近隣住民からの需要要望書も添付されていることから、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題はないと思われます。

以上です。

川野会長

続いて、11番、瀬山委員、お願いいたします。

瀬山委員

議案第3号、番号11の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は交進小学校から北へ600メートル、県立八街高校から南西方向へ700メートルに位置し、八街市道と権利者代表取締役所有の公衆用道路に面し、進入路は確保されております。

農地性ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない農地であることから、事務指針29ページ、のBに該当する第2種農地と判断いたしました。

事業資金は自己資金を運用する計画であり、申請地には小作人など、権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接地に対する被害防除計画ですが、雨水は自然浸透により処理する計画となっております。隣接農地は北側のみにありますが、その農地は申請地より地盤が高いため、申請地から雨水等が流出するおそれはないと思われます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者の代表は、申請地の隣接に居住しており、自宅敷地内に会社の本社事務所を設けています。今回、既存のパレット置場が手狭になったため、本社隣接地に資材置場を新設する計画をしたとのことであり、必要性和利便性についても認められることから、許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

また、権利者代表と義務者は兄弟であり、これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題はないものと思われます。

以上、調査報告を終わります。

川野会長

12番は先ほど説明済みですので、13番、井口委員、お願いいたします。

井口委員

13番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から南方向へ約2.2キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。

農地性ですが、申請地周囲は農業公共投資の対象となっていない農地ですので、事務指針29ページの、Bに該当するため、第2種農地と判断しました。

事業資金については自己資金にて賄う計画であり、申請地には小作人等はありません。

隣接地に対する被害防除計画ですが、周囲はすべて義務者の農地であり、申請地北東側には防護フェンスを設置、雨水等の自然浸透により処理する場合に鉄板を敷いて、土砂等の流出を防ぐ計画になっております。

隣接農地は義務者の所有の農地であり、土地改良受益地でもありません。

今回、電信電話通信施設設置工事のための一時転用申請であり、工事終了後は農地復元する計画であり、また、立地基準、一般基準ともについても問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番、4番、5番は関連しておりますので、一括で原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番、4番、5番については、許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、6番については、許可相当で決定いたします。

次に、7番、8番は関連ですので、一括して都市計画法との調整を条件に原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、7番、8番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、9番については、7番、8番の許可を条件に原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、9番については、7番、8番の許可を条件に許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、10番については、許可相当で決定いたします。

次に、11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、11番については、許可相当で決定いたします。

次に、12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、12番については、許可相当で決定いたします。

次に、13番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、13番については、許可相当で決定いたします。

会議中ではございますが、ここで、10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時00分

川野会長

会議を再開いたします。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたしますが、説明の前に若干補足説明をいたします。

農地の貸し借りでございますが、農地法第3条に基づく許可を受ける場合と今回のように農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画によるという2つの方法があります。新規で農地を借りて就農する場合につきましては、農地法第3条に基づく申請をしていただいておりますが、それ以外の場合は、ほとんどが手続が簡単であり、計画期間終了時に賃貸借関係が必ず終了することになることから、この農用地利用集積計画で申請をしていただいております。

それでは、ご説明いたします。

八街市長より、平成23年8月12日付で農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

最初に、番号1、所在文違字陣場、地目畑、面積3千441平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は3年、再設定です。

次に、番号2、所在四木字東四木、地目畑、面積4筆合計で6千421平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は2年、再設定です。

次に、番号3、所在八街字南佐倉道、地目畑、面積3筆合計で4千82平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

次に、番号4、所在八街字南佐倉道、地目畑、面積4千178平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

次に、番号5、所在八街字松富、地目畑、面積3筆合計で5千40平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

以上、賃貸借が4件で1万9千721平方メートル。使用貸借が1件で3千441平方メートルで、1番から5番すべてが農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、5番については、承認することに決定いたします。

次に、その他に移ります。

報告第1号、農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第1号、農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出についてについてご説明いたします。

その前に本件の農地法施行規則第32条第1号に基づく届出の趣旨について簡単にご説明いたします。

本来は農地を転用する場合や転用するための所有権、賃貸借権などの権利設定や権利移転を行う場合は、原則として県知事の許可が必要となります。ただし、農地法第4条第1項第8号の農林水産省令で定める農地転用例外事由として、本件の農地法施行規則第32条第1号により、農地を農業用施設として利用する場合、例えば温室、作業所、農業用倉庫などの農業経営上必要な施設に転用する場合で、その転用面積が200平方メートル未満のものについては許可を要しないとされております。したがって、本件のように200平方メートル未満の農業用倉庫については、農地法施行規則第32条第1号で規定する届出案件として処理しております。

それでは、報告第1号の説明に移ります。

番号1、所在八街字後野分、地目畑、面積849平方メートルのうち189.14平方メー

トル。目的、農業用倉庫 1 棟。事業内容、農業用倉庫 1 棟用地として利用したい。

以上です。

川野会長

これは、報告事項ですので、報告をもって承諾願います。

次に、報告第 2 号、農地法施行規則第 5 3 条第 5 号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

報告第 2 号、農地法施行規則第 5 3 条第 5 号の規定による農地転用の届出についてですが、本件につきましても、農地法施行規則第 5 3 条第 5 号の届出の趣旨について簡単にご説明いたします。

報告第 1 号の施行規則第 3 2 条第 1 号は、農業用施設に関することでしたが、本件の施行規則第 5 3 条第 5 号の趣旨は、地方公共団体が設置する道路や河川、堤防、水路、ため池、またはその他の施設で、土地収用法第 3 条各号に掲げるものの敷地として利用するために、農地を転用する場合は許可を要しないとされております。したがって、本件のように市町村が行う公共事業については、農地法施行規則第 5 3 条第 5 号の規定による届出案件として処理しております。

それでは、報告第 2 号についてご説明いたします。

番号 1、所在四木字北四木、地目畑、面積 3 5 2 平方メートルほか 3 筆、計 4 筆の合計面積 1 千 8 8 8 平方メートル。目的、作業スペース用地。事業内容、四木地区排水路整備工事に伴う作業スペース用地として一時的に利用する。一時転用期間、平成 2 3 年 9 月 1 日から平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日。本件は報告第 2 号 2 番に関連しております。

番号 2、所在四木字北四木、地目畑、面積 1 5 9 平方メートルほか 1 筆、計 2 筆の合計面積 1 千 8 7 3 平方メートル。目的、作業スペース用地。事業内容、四木地区排水路整備工事に伴う作業スペース用地として一時的に利用する。一時転用期間、平成 2 3 年 9 月 1 日から平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日。本件は報告第 2 号 1 番に関連しております。

以上です。

川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第 3 号、農地法施行規則第 5 3 条第 1 4 号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第 3 号、認定電気通信事業者による農地法施行規則第 5 3 条第 1 4 号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

本件についても、農地法施行規則第 5 3 条第 1 4 号の趣旨について簡単にご説明いたします。

本件の届出は、電気通信事業者による有線電話通信のための線路、空中線、もしくは中継施設、またはこれらの施設を設置するための必要な道路、もしくは索道の設置に利用するために

農地を転用する場合は許可を要しないとされております。したがって、本件のように電気通信事業施設用地、いわゆる携帯電話等の施設用地などについては、農地法施行規則第53条第14号の規定による届出案件として処理しております。

なお、本件の番号1から番号11までにつきましては、すべて同一申請者による同一目的であり、事業内容が番号1から番号6までが光アクセス装置の設置、番号7から番号11までが遠隔加入者収容装置の設置事業となります。したがって、番号1の説明の中で番号11までの事業のうちの合計面積についてご報告させていただき、以降の番号2から番号11までの所在地、申請面積等についての説明は省略とさせていただきます。

それでは、番号1、所在八街字立合松北、地目畑、面積3千492平方メートルのうち8.27平方メートル。これに番号2から番号11までの10筆の面積を加えた合計面積が1千2平方メートルとなります。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、光アクセス装置の設置。

なお、本件の施設については、番号1から番号6までが平成5年から平成7年にかけて、番号7から番号11までは、平成10年から平成11年にかけて、既に設置済みでございます。

続きまして、番号12、所在東吉田字平井、地目山林現況畑、面積3千490平方メートルのうち23.25平方メートル。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、携帯電話無線基地局の設置。なお、本件は議案第3号13番に関連しております。

以上です。

川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第4号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

報告第4号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明します。

番号1、所在八街字弁天崎、地目畑、面積2千697平方メートル。合意成立日、土地引渡日ともに平成23年7月31日です。

以上です。

川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、その他1、八街市農業委員会委員互助会会則の一部改正について、事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、お手元に本日配付いたしました右上の1番、赤い数字で1番と書いた、八街市農業委員会委員互助会会則をごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、先月開催いたしました臨時総会でお配りした後、第8条の解釈についての問い合わせがあり、事務局内で協議をした結果、内容がわかりづらい点があるので改正するとともに、また、その他の条文につきましても、実情に合わない部分の一部改正を行

うものでございます。

主に今回改正いたしますのは、第8条の部分でございますが、第8条(1)病気見舞い、(イ)(ロ)につきましては削除をするということになります。それと、あと(2)から次の後ろに行きまして(3)、(4)につきましては削除ということで、若干文章を減らすことと、この中に代表をもってというような言葉と、ただ単に金品を送るという言葉があり、これが解釈で複雑になっていたということがございますので、代表をもってということのを削ると。これを削ることによりまして、あくまでも、こういう支出の場合があった場合は互助会として、お金を支出すると。互助会が支出するということになりますので、ご了承のほどをいただきたいと思えます。

その他につきましては、現行に合ったように条文の方を若干修正するものでございます。

なお、この改正案につきましては、先ほど総会に先立ちまして開催されました役員会におきまして、一部修正を受けまして、承認を受けておりますので、ご報告したいと思えます。

以上です。

川野会長

説明が終わりましたので、質問がありましたら、お願いいたします。

ございませんか。

(なし)

川野会長

なければ、役員会で修正した案で互助会の改正ということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

それでは、異議なしということでございますので、そのようにいたします。

次に、その他2、農業委員会の適正な事務実施について、事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、本日お配りいたしました右の上の番号2番、赤い数字の番号2番をごらんいただきたいと思えます。

農業委員会の適正な事務実施についてご説明いたします。

この通知は、農林水産省から発せられたもので、農業委員会活動の今後の取り組みを示したものでございます。詳細に説明をしますと時間がかかりますので、簡単にご説明したいと思います。

資料の3ページをごらんいただきたいと思えます。3ページ、1として基本的な考え方といたしまして、農業委員会の法令事務は農業委員会の判断の透明性や全国的な公平性が求められている一方、促進事務等については、すべての農業委員会外部及び内部を問わず、はっきり見える活動が求められておりますが、しかし、政府の規制改革会議等の場において、こちらのページの真ん中にあります1から4に記載されておりますとおり、審議の形骸化に係る指摘や公

平性に対する疑問に係る指摘がされております。

また、促進事務については、農業委員会ごとに活動に大きな差がある。また、地元の農業者からも農業委員会の活動が見えにくいなど、農業委員会に対する厳しい評価や指摘があるとともに、新たに農地制度における事務が適正に実施されることを確保するための条件整備として検証していかなければならない。さらに、農業委員会の委員及び職員の不祥事等の発生は、農業委員会全体に対する信頼を著しく損なうものであり、農業委員会は引き続き綱紀の保持の徹底を図ることとしております。

この3ページの下の方にありますけれども、3ページの下の方から2として、農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取り組みということで、(1)の法令事務として、アの農地法第3条に基づく許可事務。次のページに行きまして、真ん中ですが(ア)の事務処理の事前周知等、次の下の方で(イ)の事実関係の確認。右のページ、5ページでございますが、(ウ)として、総会等での審議、(エ)として申請者への審議結果の通知、(オ)として審議結果等の公表ということで、農地法第3条について、事細かく事務的な指示がされております。

これに基づきまして、八街市農業委員会におきましても、昨年9月から市の中にホームページを立ち上げました。その中に今回の総会も、また、議事録の方を作成して公開いたしますが、昨年からの総会の議事録についてホームページ上で公開するとともに、農地法の3条に関するもろもろな資料等をホームページからダウンロードできるように、ホームページの方を修正してございます。

続きまして、5ページの真ん中でございますが、イの農地転用に関する事務、その下の方でございますけれども、アの事実関係の確認、下に行きまして(イ)の総会での審議。また、6ページでございますが、ウとして審議結果等の公表ということで、やはり農地転用につきましても、事細かく指示がされております。

続きまして、その次のウの遊休農地に関する措置ということで、これが今一番問題になっておりまして、全国的にこれは問題になっておりますが、今後、委員の皆様には担当地区の農地の利用状況、農地パトロールをお願いするとともに、遊休農地の発生の防止及び解消の取り組みを推進していただくこととなります。この方法といたしまして、農地所有者への指導。指導というときつい言い方になりますが、農家の方の意向を聞いていただいて、例えば後継者がいないので貸したいとかという、そういう希望がございましたら、間に入っていただいて、委員さんの中で情報交換等をしていただきまして、貸し借りの仲介を積極的にお願ひしたいと思います。

その他に幾つか、またありますけれども、エとして農業生産法人からの報告への対応。次のページ、7ページ、オの情報の提供等、あと、その他にもろもろありますが、これにつきましては時間があまりございませんので、本日の説明を省略いたしますが、後日、委員さんのお時間のあるときに目を通していただきたいと思います。

以上です。

川野会長

説明が終わりましたので、質問がありましたら、お願いいたします。
ございませんか。

(なし)

川野会長

質疑なしということでございますので、承諾願います。

次に、その他3、農業委員会等の綱紀粛正について、事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、お手元の資料の3番をごらんいただきたいと思います。

農林水産省経営局長から農業委員等の綱紀粛正ということで、1年半ぐらい前になります。文書が来ております。岡山市の第3農業委員会の農業委員が農地転用の許可に便宜を図った見返りとして、不動産業者から現金を受け取った収賄容疑で逮捕されたと。農地制度の運用にあたる農業委員が農地法の運用上の容疑で逮捕されたことは、極めて遺憾である。本年6月に成立した農地法の一部改正をする法律により、農業委員会は新たに担う業務の追加など、その果たすべき役割が一層重要となる中で、農業委員会の活動において国民の信頼を裏切る行為はあってはならないことである。については、貴農業委員会において、農業委員等に対し、農業委員会が担っている職務の重要性について真摯な自覚を促すなど、公正な職務の執行に関し、さらなる綱紀の保持の徹底を図られたいということでございます。

このような文書が来ておりますので、農業委員の皆様は非常勤の特別職の公務員でございます。我々は常勤の公務員ですけれども、常勤、非常勤の差があれ、公務員ということでございますので、これ以外にも飲酒運転等で公務員がたたかれるケースがございます。飲酒運転につきましても、公務のほか、私的なときについても絶対にしないようにお願いしたいと思います。

以上でございます。

川野会長

質問がありましたら、お願いいたします。

(なし)

川野会長

質疑がないようですので、承諾をお願いいたします。

次に、その他4、県産農産物の放射性物質検査結果一覧について及び放射性物質検査に伴う米の出荷に係る要請について、事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、お手元の資料の4番をごらんいただきたいと思います。

継続している委員につきましては、以前からお配りしておりますが、今期、初めて委員になった方につきましては、まだ、初めての配付となりますので、簡単に説明させていただきます。

3月11日の大震災以降、原発の事故を受けまして、農作物に対する放射性物質の不安ということで、県の方で検査を実施してございます。以前からの分は前の方に載っておりますけれ

ども、最近のもので申し上げますと、一番前のページで、左側に連番がありますけれども、97番、7月29日発表でございますが、八街市で7月27日に里芋を採取し、検査いたしまして、露地物でございますが、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに検出せずというふうになっております。

また、もう少し上の方に行きますが、番号で105番でございますが、8月9日公表でございますけれども、8月3日採取をした小麦でございますが、露地物でございますが、放射性ヨウ素につきましては検出されませんでした。放射性セシウム134と137の合計で46ベクレルということで検出されております。

なお、これにつきましては、500ベクレルが基準でございますので、基準値の10分の1以下でございますので、問題がないということでございます。ただ、小麦につきましては、これを見てもらうとわかると思いますけれども、規制値は超えておりませんが、麦系につきましては、比較的放射性セシウムが若干ではございますが、検出されている状況でございます。

続きまして、資料の5番をごらんいただきたいと思います。

放射性物質検査に伴う米の出荷に係る要請についてということで、委員の皆さんも回覧等でお目にかかっているかと思うんですが、これにつきまして、お米の検査でございますけれども、天候によりますが、今月の26日に八街で米の検査を実施するというところでございます。検査結果につきましては、検査機関の方が大分混んでおりますので、若干時間がかかるとは思いますが、月末から9月初め頃には公表できるということで、農政課から聞いております。

なお、公表方法につきましては、市のホームページ、農家組合の回覧、また、個別に稲作をしていると思われる方につきましては、個別に通知をするということで聞いております。

また、その他に集荷業者についても通知をするということでございますので、9月の初め頃までには、この結果が出るものと思います。

以上です。

川野会長

説明が終わりましたので、質問がございましたら、お願いいたします。
ございませんか。

(なし)

川野会長

それでは、質疑なしということでございますので、承諾願います。
以上で、本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。
ご苦労さまでございました。

藤崎事務局長

閉会を宣す。(午後4時30分)

議事録署名人

議 長

3 番

4 番